

平成18年（フ）第6082号

決 定

大阪市西区土佐堀一丁目3番7号
破産者 株式会社センチュリークラブ

主 文

本件破産手続を廃止する。

理 由

破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認める。

平成20年3月31日

大阪地方裁判所第6民事部

裁判長裁判官 林 圭 介

裁判官 伊 藤 一 夫

裁判官 日 景 聡

これは正本である。

平成20年3月31日

大阪地方裁判所第6民事部

裁判所書記官 岡 本 光 弘

